

# 伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月1日(金)午後1時42分から2時40分

2. 開催場所 大口庁舎 2階第1会議室

3. 出席委員 (15人)

会 長 15番委員  
委 員

1番委員 2番委員

3番委員 4番委員

5番委員 6番委員

7番委員 8番委員

9番委員 10番委員

11番委員 12番委員

13番委員 14番委員

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 臨時議長の選出

第2 第1号「会長の互選」について

第2号「議席の決定」について

第3号「議事録署名者の指名」について

第4号「会長職務代理者の互選」について

第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱」について

第6号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係長

【開始時間 午後1時42分】

事務局長 お疲れ様でした。本日、先ほどの任命式におきまして農業委員の任務をお引き受けいただき、事務局を代表いたしましてひと言お礼申し上げます。

皆さま方には、かねてから地域における活動を通じて、認定農業者など担い手の農地の集積、遊休農地の解消、地域農業の推進など、伊佐地域の農業振興等、活力ある地域社会づくりにおいて、大変ご尽力いただいております、心から感謝申し上げます。

農業農村を取り巻く状況は、TTPなど国際化、高齢化対策、遊休農地や農地有効利用対策など依然として厳しい状況におかれております。

また、農業委員会等に関する法律改正等が閣議決定され以来、審議がなされ、本日4月1日から新制度での取り組みにむけて運用するという事になっております。

只今から、農業委員の会長互選など6議案を審議していただく事になります。慎重審議していただきよりよい総会となりますようお願いいたします。ごあいさつ方々お礼といたします。よろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、早速始めます。姿勢を正してください。

只今より、平成28年度第1回農業委員会総会を開催いたします。一同礼。

只今からお手元に配布してございます、平成28年度第1回伊佐市農業委員会総会資料に従いまして会を進めてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

皆さまの前にあります議席番号は今のところ借りの議席番号でございます。この議席番号の決定は後ほど、議事の中で決定していただく事になっております。

本来であれば、会長が議長を務め議事進行いたしますが、まだ会長が決定しておりませんので臨時の議長を選出する必要があります。地方自治法第107条の規定で年長者を従来、臨時議長とする規定がございます。当委員会でも、これを準用して最年長者を臨時議長にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか

(「はい」という声、あり。)

異議なしということでございますので、私の方から指名いたします。当委員会の中でS委員が一番年長者でいらっしゃいます。会長が決まり

ますまでの間、臨時の議長を務めていただきます。  
それでは、S委員、議長席の方へお願いいたします。

臨時議長 年長者になっております。よろしくお願いいたします。  
それでは、総会議題に従いまして、進行してまいりたいと思います。

————— 議案第1号 —————

臨時議長 第1号議案「会長の互選」について。  
会長の互選という事ですが、普通考えられるのは、選挙あるいは推薦の2つだというふうに思いますが、皆さん方のご意見を聞いて決めていきたいと思ひます。  
推薦でいいという方いらっしゃいますか。

委員 その前に立候補者はいないんですか。

臨時議長 今から、推薦にするか選挙にするか決めてからですね。

推薦の声が出ませんが、選挙でよろしいですか。

(「はい」という声、あり。)

臨時議長 それでは、選挙がよろしいというご意見でございますので、選挙いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声、あり。)

臨時議長 それでは、選挙という事でございますが、選挙となりますと意思のある方、候補といってもよろしいでしょうか。  
意思のある方、意思表示をお願いしたいと思います。  
挙手をお願いいたします

(立候補者挙手)

臨時議長 3名手が挙がりましたが他にありませんか。  
それでは、仮番号の13番委員さんと3番委員さんと4番委員さんですね。  
それでは、仮番号の3番委員・4番委員・13番委員が意思表示をさ

れましたので、番号の若い方から立候補にあたっての意志表示をお願いします。3番委員

3番(仮)委員 Hです。就農してかれこれ四十七・八年になるんですけども、農業一筋にやってきました。途中、農業委員会の流動化の推進委員とか農地銀行それと標準賃金の改定など、6年前から農業委員をしているわけですが、認定農家の声が届くようにようにと思っているんですけども、法改定によって認定農家を必死になってやっていくんだということになりました。一応、現場のものが泥臭い・汗臭い意見が上に届くようなそういう仕組みにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

臨時議長 次、4番委員

4番(仮)委員 IMと申します。よろしくお願いいたします。私が今度立候補した理由としては、私は昨年の3月まで市役所の職員でありました。そのかわり農業も行ってたわけですが、農政畑に23年間勤務させていただきました。最後は農業委員会の事務局を定年退職し認定農家とならしていただきました。

今回の法改正により認定農業者が農業委員になると、半分以上はなるということで立候補させていただき、またこの農業委員だけでなく、農地利用最適化推進委員というのを設けるといふふうには法改正がなされてきましたので、その農地利用最適化推進委員の方々とうまく農業委員と連携をとりながら、この農業委員会をうまく利用していけたらなここに決めて立候補させていただきました。よろしくお願いいたします。

臨時議長 13番委員の方

13番(仮)委員 田中校区のNKです。どうぞよろしくお願いいたします。今回、私は立候補に際し一言述べさせていただきます。

農地を守るという事それは農業委員の原点であります。

今から15年前に私が農業委員になって2期目だったと記憶しておりますが、佐賀県に研修に行き、その時集落の代表5名くらいで今後の農業につき先取りをしている農業者をみました。今後高齢化が進み、後継者不足で集落営農に早く取り組みをしている団体でした。その姿を見た時に、これはすごいと思いました。タイミングよく中山間直接支払制度が始まり、その後集落との話し合いが何回となくなされている時でした。その後、東市山営農組合を立ち上げ、平成12年でした農地が荒廃化しようとするまさにその時でした。集落の人たちも喜び現在は集落の農地

はほとんど活用しています。また平成25年2月26日農業法人株式会社Yを代表として立ち上げを現在いたしております。伊佐は米作りも大事ですが今後田収あがる事とを思い10a 当たり8万ぐらいになるように農業所得の控除をできるようにWCSも今年より取り組みをするように、県行政のみなさんの協力の下、するようになりました。

さらに26年度より始まっている農地中間管理事業を行い交付金も決定しております。この事業は貸出し期間は10年以上の契約で交付金は1回だけですが、個人への支援もあります。5反分以下が30万、5反分から2町が50万、2町分超70万と経営転換協力金として10年以上契約を結んだ方にこういう資金も現在あります。

会社等といたしましては今1件だけこの経営転換協力金をいただいてやっております。このようなことで集落の農地の遊休農地はほとんどないという状況にあります。今回農業委員選考の方法は大幅に変わり、認定農家中心に大型農業に変わってくることは間違いないでしょう。

土地改良と連携を取りながら、自分の経験を活かし伊佐市内の集落の話し合いにどんどん話ができれば出て行って協力をしていく決意でございます。

以上で私の決意といたします。ありがとうございました。

臨時議長

只今、3人の意志表明が終わりました。

ここで選挙の方法等について事務局の説明聞いていただきます。

事務局

それでは、選挙の方法は投票となりますと、開票立会人の選出が必要となります。農業委員会の規則には条文がありませんので、市議会の規則第31条の2項の規定を準用するということで、議長が委員の中から指名をするという様になっております。

臨時議長

只今、事務局から説明がございましたが、委員の中から議長が指名をするということでよろしいですか。

(「はい」という声、あり。)

臨時議長

異議なしと認めます。それでは開票立会人を若い委員の中からお願いしたいと思います。D委員・I委員のお二方をお願いしたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」という声、あり。)

臨時議長 | それでは、引き続き事務局の説明をおねがいします。

事務局 | 只今、ご指名の委員の方々よろしくお願ひします。  
これから投票開票を行います、開票の結果、同数の場合はくじで当選者を定める事とします。それでよろしいでしょうか。

(「はい」という声、あり。)

臨時議長 | ご異議ございませんね。

(「なし」という声、あり。)

事務局 | それでは、只今から投票用紙を配ります。  
選挙の方法は無記名の投票により行います。総会資料の2ページを開いてください。こちらの方に名簿があります。まず、立候補されたかたが3番のHさん、4番のIさん、13番のNさんということになります。  
投票用紙を配布します。  
そちらに記載台がありますので、1番・2番から2名ずつ(記載台で)書いていただいて、済まれたら投票箱の方に投函してください。  
投票箱になにも入ってないことを確認してください。

(投票箱になにも入ってないことを確認。)

————— 投票 —————

臨時議長 | 投票漏れはありませんか。

事務局 | 開票いたします。

臨時議長 | それでは、投票が終わりました。投票の結果を発表します。  
3番委員、HTさん2票。4番委員、IMさん8票。13番委員、NKさん5票。  
4番委員のIMさんが会長に決定をされました。  
ここで、私は降板をいたします。新会長にバトンを渡します。ご協力ありがとうございました。

事務局 | それでは、新会長が決まりましたので今後の議事は新会長にお願いするということで、会長席に座っていただきます。

会長お願いします。

議長 皆さんどうも。今回選挙におきまして会長という職をまっとうする事が私の使命だと思って、皆様方のご協力をいただきながら頑張って行きたいと思しますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「議席の決定」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議席の決定について説明いたします。通常は2回抽選をします。まずは1回目の抽選で本番、その後順番を決めるのを2回目で抽選します。今回はどのようにしたらよろしいでしょうか。

(挙手)

委員 1回でよろしいと思います。

議長 1回でいいという意見が出ましたけども、みなさんはどうでしょうか。

(「よろしいです」という声、多数あり。)

議長 異議なしということで、1回でよろしくお願いいたします。  
それでは、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 会長の議席が15番としますので、くじは14本しかありません。14本で会長代理の議席を14番とします。番号が決まりましたらその後に14番の方と代理の方と順番が変わってもらうという風にします。

議長 事務局からの説明がありましたが、会長代理の議席は14番となっておりますが、会長代理が決まった時点でその方が14番の席に座ってもらうという風になります。それでよろしいですか。

(「はい」という声、多数あり)

それでは抽選棒による抽選を行いたいと思います。

事務局

総会資料の4ページを開いてください。左側に議席番号と書いてあります。くじを回しますので、くじの順番のところに番号を書いていただいて、その番号が議席の番号になります。

1番(仮番号)の方から

Tさん13番です。

T(Y)さん9番です。

Hさん8番です

Dさん4番です。

Tさん7番です。

Dさん3番です。

Kさん11番です。

Kさん10番です。

Sさん5番です。

T(E)さん12番です。

Kさん6番です。

Nさん2番です。

Hさん1番です。

Iさん14番です。

番号を振られたところに座ってください。

————— 議案第3号 —————

議長

新しい席が決まったようでございますので、議案第3号「議事録署名者の指名」についてですが、議事録署名者については会長の方で指名をさせていただきます。

1番委員・2番委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

————— 議案第4号 —————

議長

議案第4号「会長職務代理者の互選」についてでございますが、会長の指名・推薦・選挙という方法があります。いかがいたしましょうか。

委員

会長指名でお願いします。

議長

よろしいでしょうか。



(「はい」という声、あり。)

それでは、私が大川地区ですので菱刈地区のTさんをお願いしたいと思  
います。よろしく願いいたします。

それでは7番委員と14番委員の席の交代をお願いいたします。  
T委員が14番委員になります。I委員が7番になります。

それではT委員さんに会長職務代理者をお願いしたいという事によ  
ろしく願います。

14番委員 会長代理として一生懸命頑張りたいと思います。また、会長の相談相  
手になったり、皆様方の意見を聞きながら会長につなげたり、この運営  
がうまくいきますように頑張りたいと思います。よろしく願います。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱」についてでございます  
が、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 農地利用最適化推進委員の名簿 8ページをご覧ください。  
20名の方がこちらの方に書いてあります。  
昨年の12月25日から今年の2月29日までの間に2回公募をし  
ました。その中で応募者は0人でした。  
前農業委員さんで構成されました農地利用最適化推進選考委員会を  
毎月総会の後に5回程開催いたしまして、前農業委員さんに探してい  
ただいた人がこちらの表にあります20名の方になります。  
農業委員会等に関する法律の第17条に、農地利用最適化推進委員の  
委嘱とあります。これは農業委員会で農地法の利用の最適化の推進に熱  
意と識見を有するものの中から農地利用最適化推進委員を委嘱しなけれ  
ばならないとなっております。  
説明は以上になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問・ご意見はございませんか。  
質問がないようですので、農地利用最適化推進委員の委嘱に賛成の方  
の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、表のとおり農地利用最適化推進委員20名を委嘱することに決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「職員の任免について」ですが、本日4月1日付をもって、伊佐市職員の異動発表がありました。農業委員会に関する法律第20条第3項の規定によりますと、事務局職員は農業委員会が任命することになります。農業委員会も異動がありました。内容について事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは発表いたします。総会資料の10ページをご覧ください。  
転出職員がMY主査が後期高齢者医療広域連合のほうに転出をしました。転入職員がTD主査ですが、農政課の耕地係から転入です。異動は以上です。

議 長 このことについて、質問・ご意見はございませんか。

(「なし」という声、あり。)

議 長 質問がないようですので、お諮りします。  
これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手です。  
よって今回発表のありました職員を任命することにいたします。

————— その他 —————

議 長 それでは、その他。事務局お願いいたします。

事 務 局 これは議案ではございませんので、ご審議ください。  
1つ目が、農業者年金推進部長の選出についてということで、例年、年金推進部長というのは、大口から1人と菱刈から1人選出していただいているんですが、事務局の提案なのですが、会長が大口の方で代理が菱刈の方ですので、その方2名をあてるということではどうでしょうか。

		(「異議なし」という声、あり。)
議	長	それでは、そういうことでよろしいでしょうか。
		(「はい」という声、あり。)
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。 この方々に任命ということで賛成の挙手を求めます。
		(挙手多数)
議	長	賛成多数。よって会長と14番委員のT委員に農業者年金推進部長を任命することにいたします。
事 務 局		本日は任命式から重要な審議までご審議いただきましてありがとうございます。 ございました。
事 務 局 長		それでは、以上で平成28年度第1回農業委員会総会を終了いたします。
		姿勢を正して下さい。 一同礼 ありがとうございました。
		【終了時間 午後2時40分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長

伊佐市農業委員

1 番委員

---

伊佐市農業委員

2 番委員

---